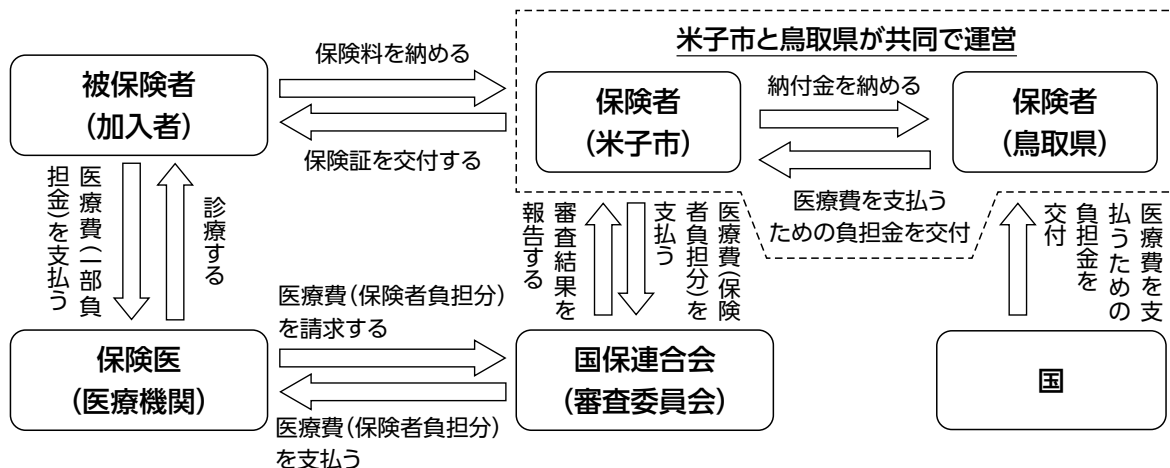


よなごの国保

国民健康保険(国保)のしくみ

国民健康保険(国保)は、病気やけがに備えて加入者のみなさんが出しあい、お医者さんにかかるときの医療費の補助などにあてる助けあいの制度です。米子市と鳥取県が共同で運営しています。



国保には、職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人を除くすべての人が加入します。

マイナ保険証をご利用ください

法改正により、今年の12月2日から現行の保険証は新規発行されなくなり、国民健康保険・後期高齢者医療についてもマイナ保険証^(※1)を基本とする仕組みに移行します(12月1日までに発行済みの保険証は、一部を除き令和7年7月31日まで引き続き使用できます)。

なお、発行済み保険証の有効期限が切れる前に、マイナ保険証を利用できる方には「資格情報のお知らせ」^(※2)、マイナ保険証を利用できない方には「資格確認書」^(※3)が申請いただくことなく交付され、引き続き医療を受けることができます。

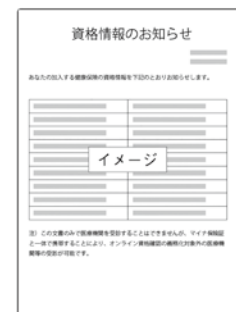
(※1) マイナ保険証

・保険証利用登録が完了したマイナンバーカードのことです。保険証として利用登録していないマイナンバーカードは保険証として使えませんのでご注意ください。また、マイナンバーカードに書き込まれた電子証明書には5年の有効期限があります。更新忘れに注意する必要があります。



(※2) 資格情報のお知らせ

・マイナ保険証を利用できる方に対して交付します。
・ご自身の資格情報(記号番号、負担割合等)を簡易に確認できます。
・マイナ保険証の読み取りができない場合にマイナンバーカードとともに医療機関に提示していただくことで、今までどおり保険診療を受けられます。資格情報のお知らせのみでは保険診療は受けられません。



(※3) 資格確認書

・マイナ保険証を利用できない方に対して交付します。
・医療機関に提示することで、今までどおり保険診療を受けられます。



令和6年9月1日

国民健康保険料を納めましょう！

保険料の納付は口座振替で!!

普通徴収の納付方法は、「口座振替」でお願いしています。口座振替は、うっかり納め忘れがなく、納付場所へ行く手間が省けるなど、とても便利です。

口座振替にされていない方は、この機会に口座振替の手続きをお願いします。

お申し込みの手続き

キャッシュカードによる手続き（ペイジー口座振替サービス）

専用端末機に金融機関のキャッシュカードを通し、暗証番号を入力すれば手続きは完了です。

口座届出印の押印が不要で、口座振替開始までの期間が短縮できます。

この方法で手続きができるのは、口座名義人の方に限ります。

【申込場所】市役所本庁（1階7番窓口）または淀江支所地域生活課

【手続きに必要なもの】

- ・ 口座振替を希望される口座のキャッシュカード
ただし、法人カード、代理人（家族）カード、生体認証ICキャッシュカード等、一部利用できないカードがあります。
- ・ 申請される方の本人確認書類（マイナンバーカード、保険証、運転免許証等）

口座振替依頼書による手続き

【申込場所】

口座振替を希望される金融機関（下記に記載の【口座振替が利用可能な金融機関】に限りです。）

【手続きに必要なもの】

- ・ 口座振替を希望される金融機関の通帳（下記に記載の【利用可能な口座種別】に限りです。）
- ・ 通帳お届け印
- ・ 納入通知書

【口座振替が利用可能な金融機関】

山陰合同銀行、鳥取銀行、米子信用金庫、島根銀行、中国労働金庫、中国銀行、ゆうちょ銀行、
鳥取西部農業協同組合、西日本信用漁業協同組合鳥取支店

（口座振替依頼書の手続きのみ対応の金融機関）

西日本信用漁業協同組合鳥取支店

【利用可能な口座種別】

普通預金、当座預金、通常貯金、普通貯金

保険料の納付が困難な方は、収納推進課(本庁2階)の窓口でご相談ください

もし保険料を納めないでいると・・・

納期限を過ぎると

督促状の送付

↓
納期限の翌日から納付日までの期間に応じて延滞金が加算されることがあります。

まだ納付がないと?

催告等の実施:文書、電話、訪問による催告を行うことがあります。

↓
差押 (滞納処分):財産 (預貯金、給与等) の差し押さえをすることがあります。

さらに納付がないと?

短期被保険者証^{*}の交付

↓
通常の保険証より有効期限が短い保険証です。

それでも納付がないと?

被保険者資格証明書^{*}の交付:保険証を返還していただき、「被保険者資格証明書」を交付します。

↓
資格証明書で受診された場合、医療機関の窓口で一旦、医療費の全額 (10割) を自己負担していただきます。

最終的には!!

保険給付の一部または全部が差し止めになります。

※令和6年12月2日から現行の保険証が新たに交付されなくなることに伴い、短期被保険者証及び被保険者資格証明書についても新たに交付されなくなる予定です。被保険者資格証明書の対象となる方については、代わりに「特別療養費の事前通知」が交付され、医療機関の窓口ではマイナ保険証または資格確認書(特別療養費)にて受診していただくとともに、一旦医療費の全額(10割)を自己負担することとなります。

無料低額診療事業のお知らせ

無料低額診療事業は、生活困難な方が経済的な理由によって、必要な医療を受ける機会が制限されることのないよう、無料または低額の診療費で治療を受けられる事業です。

●対象となる方・・・経済的な理由により、診療費の支払いが困難な方。

●免除となる金額・・・診療費 10 パーセント以上または全額。なお、調剤薬局でのお支払いや、介護保険の負担金は対象となりません。

●市内の実施医療機関

所在地	医療機関名	連絡先
683-0825 米子市錦海町3丁目4-5	錦海リハビリテーション病院	0859-34-2300
683-0052 米子市博労町3丁目80-1	米子診療所	0859-34-1201
689-3514 米子市尾高2740-1	おおたか診療所	0859-27-9190
683-0103 米子市富益町1128	弓ヶ浜診療所	0859-25-6030

※利用対象者や減免金額等の詳細な基準は、施設ごとに異なりますので、くわしくは各実施医療機関までお問い合わせください。

国民健康保険医療費のお知らせ（医療費通知）について

令和6年7月に令和6年1月から3月受診分の医療費通知をお送りしました。

医療費通知については、医療費に要した費用等を知っていただくためにお知らせしております（マイナポータルでも医療費を確認できます）。また、確定申告の医療費控除の資料として使うこともできます。

ただし、11月・12月受診分の医療費については、医療費通知を作成するためのデータの都合上、確定申告の期間までに医療費通知をお届けすることができません。医療機関の領収書、明細書を基に確定申告をお願いいたします。（5年間の保管が必要です）

なお、医療費通知は再発行をしておりませんので、紛失しないよう保管してください。

※医療費のお知らせについては、3か月ごとに送付しております。

米子市国民健康保険第3期データヘルス計画から

地域の特性やレセプトデータ、特定健康診査データなどから分析した結果で、健康課題を次のとおりまとめました。

【重症化予防に関して】

心臓病や脳疾患による死亡が多く、また透析治療にかかる患者一人当たりの医療費は高額で、医療費増加の要因のひとつになっています。高血圧管理[※]や糖尿病性腎症の重症化予防の取り組みを推進する必要があります。

【生活習慣病に関して】

生活習慣に起因した疾病の医療費が高く、なかでも循環器疾患の死亡や介護認定を受けている方の有病率も高い状態です。生活習慣病対策の推進が必要です。

【健診・保健指導に関して】

健診受診率は国や県の平均よりも低い状況です。潜在的に生活習慣病を発症している可能性もあると考えられるので受診者の拡大に努め、リスクの高い人には早めのアプローチが必要です。

今後、特定健康診査や特定保健指導、高血圧管理[※]や糖尿病性腎症重症化予防プログラム事業に力を入れ、生活習慣病の発症予防や重症化予防の取り組みに力を入れていきます。

pickup!

高血圧管理[※]

高血圧はほとんど自覚症状がありませんが、血圧の高い状況が続くと脳血管疾患、心疾患、腎不全などの危険性が高まります。収縮期 130 拡張期 85 以上の方は、生活習慣の改善や処方されたお薬の内服などで正常血圧を維持されることが健康寿命の延伸につながります。



特定保健指導（おなかスッキリ教室）



特定保健指導（健診結果相談会）

米子市 保険年金課 TEL(0859)23-5122(保険証、後期高齢者医療等) 23-5121(高額療養費等)
23-5407(健康診査、保健指導等)
米子市 収納推進課 23-5124(納付相談等) 23-5161(口座振替等)